



株式会社松井鉄工所

2024 年度 環境経営レポート

(対象期間 2024 年1月1日～ 2024 年12月31日)



®環境省
エコアクション21
認証番号0000315

作成日： 2025年3月3日

環境経営方針

<環境経営理念>

未来の環境を守るために、低炭素社会の構築を目指して。

株式会社 松井鉄工所は、地球環境に配慮した生産活動を通して、継続的な環境の改善に取り組んでおります。

環境保全を経営の重要な課題と考え、社員全員が協力し、不易流行を実行し、「高い環境品質とお客様に満足される」ものづくりに徹し、資源の有効利用と環境保全に配慮しつつ、健康で豊かな低炭素社会の実現を目指していきます。

<環境保全への行動指針>

1. 環境に影響が少なく、お客様の要望と期待に応える製品を提供し、環境に配慮した生産活動を推進することにより、売り上げ目標の達成を図ります。
 - a. 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の活動の推進により職場環境の改善を図る。
 - b. 省資源・省エネ活動の推進により資源の有効利用を図る。
 - c. 適正在庫活動の推進により資源の有効利用を図る。
 - d. 一般廃棄物や廃プラの削減や抑制に勤める。
 - e. 絶対安全を目標として作業を行う。
2. エコアクション21により、経営の仕組みを「環境経営システム」へと深化させ、その持続的な改善に努めます。
3. 環境に関する法令はもちろん、該当する法令・条例と当社が同意するその他の要求事項を遵守します。
4. 地域や関係団体の環境活動に積極的に参加します。
5. この方針が社員全員に充分理解され、その達成に向けて全員が行動出来るよう努めます。
6. 本環境経営方針を社内にて徹底すると共に外部に公開します。

制定日：2005年4月1日

改定日：2019年1月23日

代表取締役 田邊晴康

□組織の概要

(1) 名称及び代表者名

株式会社松井鉄工所
代表取締役 田邊 晴康

(2) 所在地

本社 静岡県浜松市浜名区引佐町井伊谷2198番7号

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

責任者	総務課 課長	松井 道夫	TEL：053-542-1224
担当者	品質管理課	伊藤 和典	TEL：053-542-1224

(4) 事業内容

オートバイ・自動車試作部品の試作・切削加工、専用機部品の製造・販売

(5) 事業の規模

売上高 22,321 万円

従業員	名	37	名
延べ床面積	m ²	2900	m ²

(6) 事業年度

1月1日～12月31日

□認証・登録の対象組織・活動

登録組織名：株式会社松井鉄工所

活動：オートバイ・自動車試作部品の試作・切削加工、専用機部品の製造・販売

□事業や製品(商品)の紹介

オートバイ・自動車試作部品の試作・切削加工、専用機部品の製造・販売

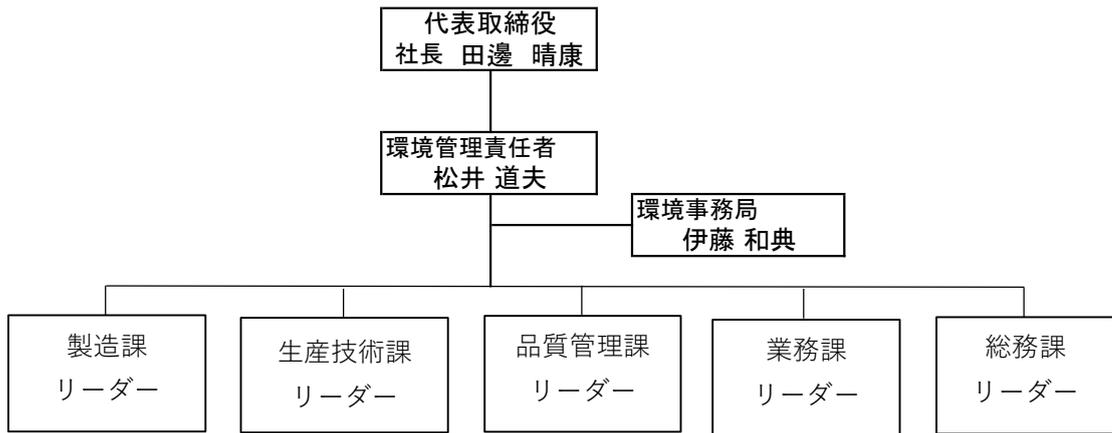


主任、職長による意見交換会（水曜会）



□環境経営組織図及び役割・責任・権限表

更新日：2024年3月3日



	役割・責任・権限
代表者(社長)	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営に関する統括責任 環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間等経営資源を準備 環境管理責任者を任命 環境経営方針の策定・見直し 環境経営目標・環境経営計画書を承認 代表者による全体の評価と見直し、指示 経営の課題とチャンスの明確化 環境経営レポートの承認
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営システムの構築、実施、管理 環境関連法規等の取りまとめ表を承認 環境経営目標・環境経営計画書を確認 環境活動の取組結果を代表者へ報告 環境経営レポートの確認
環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理責任者の補佐 環境負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施 環境経営目標、環境経営計画書原案の作成 環境活動の実績集計 環境関連法規等取りまとめ表の作成及び最新版管理 環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施 環境関連の外部コミュニケーションの窓口 環境経営レポートの作成、公開(事務所に備え付けと地域事務局への送付) 環境経営計画の審議 環境活動実績の確認・評価
リーダー	<ul style="list-style-type: none"> 自部門における環境経営方針の周知 自部門の従業員に対する教育訓練の実施 自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 自部門に必要な手順書の作成及び手順書による実施 自部門の想定される事故及び緊急事態への対応のための手順書作成 試行・訓練を実施、記録の作成 自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
全社員	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営方針の理解と環境への取組の重要性の自覚 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動への参加

□主な環境負荷の実績

項目	単位	2021年	2022年	2023年	2024年
二酸化炭素総排出量	kg-CO ₂	278,473	280,739	276,407	274,434
廃棄物排出量					
一般廃棄物総排出量	kg	605	381	345	377
産業廃棄物総排出量	kg	40,582	53,822	38,930	41,677
水道使用量	m ³	432	448	431	378

※二酸化炭素排出係数 0.488 kg-CO₂/kWh 電力会社の調整後の係数

□環境経営目標及びその実績

項目	年度	基準値	2024年		評価	2025年	2026年
		(基準年)	(目標)	(実績)		(目標)	(目標)
電力による二酸化炭素削減	kg-CO ₂	395,497	363,857	261,975	○	361,880	355,947
	基準年度比		92.0%	66%		91.5%	90.0%
自動車燃料による二酸化炭素削減	kg-CO ₂	16,326	15,836	12,459	○	15,755	15,673
	基準年度比		97.0%	76.3%		96.5%	96.0%
上記二酸化炭素排出量合計	kg-CO ₂	411,823	379,694	274,434		377,635	371,620
一般廃棄物の状況把握	kg	802	778	377	○	778	774
	基準年度比		97.0%	47.0%		97.0%	96.5%
廃プラの削減	kg	3,360	504	44	○	504	504
	基準年度比		15.0%	1.3%		15.0%	15.0%
水道水の状況把握	m ³	562	517	378	○	514	511
	基準年度比		92.0%	67.3%		91.5%	91.0%
環境に配慮した生産活動		行動目標(次項による)					

評価

二酸化炭素総排出量:前年とほぼ同水準。
 一般廃棄物総排出量:前年とほぼ同水準。
 廃プラの排出量:昨年同様、年に一回程度の回収で済むようになっている。
 水道使用量:昨年比で1割程度の削減となった。
 灯油は加工工程上の洗浄に使用しているため、排出係数は0とする。

切削油の削減は、加工をする製品の品質に関わるので、大胆な削減は不可です。
 切削油の廃油に関しては、具体的な削減目標等は設けず、実績値の把握も省略しています。

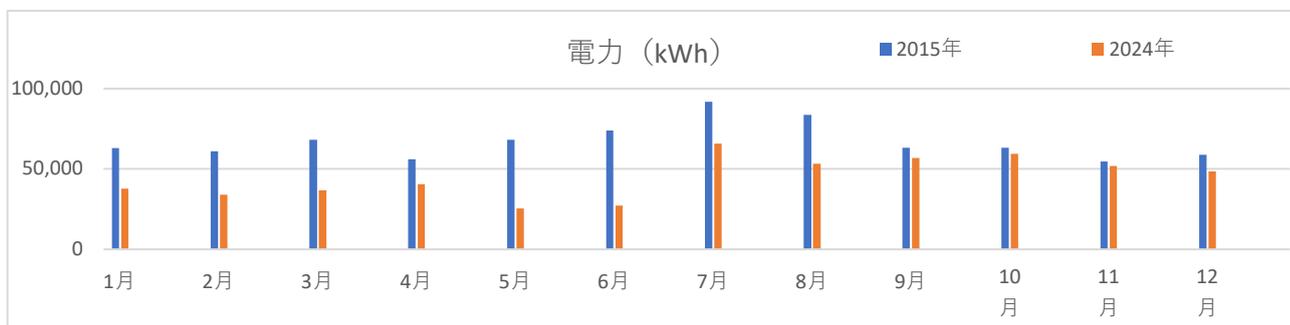
※ 上記の基準値(基準年)は、2015年の環境負荷実績を使用しています。
 次年度目標:売上が低調のため、コロナ禍前の売上80%程度になるまで基準年度の変更は行わないこととす
 次年度の目標は上記表内の2025年度目標値とする。

□環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の環境経営計画

数値目標: ○達成 ×未達成

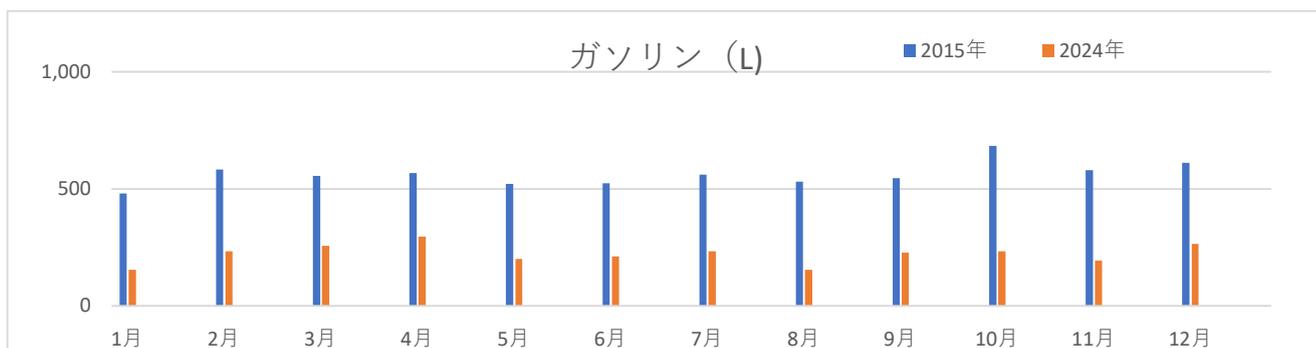
活動: ◎よくできた ○まあまあできた △あまりできなかった ×全くできなかった

電力による二酸化炭素削減	達成状況	取組結果とその評価	次年度の取組計画（取組内容）
数値目標	○	売上が低調のため、期せずして、電力の使用量は減っているが、電気代は高騰しているため、電気代自体は、高水準で推移している。その為、冬場工場内で自主的に不要な空調を切るようになった。	今後、電気代は高止まりが予想されるため、社員ひとりの節電意識が重要になってくると思われる。
・空調温度の適正化(冷房25℃ 暖房24℃:事務所)	○		
・空調設備の点検・清掃	○		
・不要照明の消灯	○		
・空気圧縮機のエア洩れ点検	○		



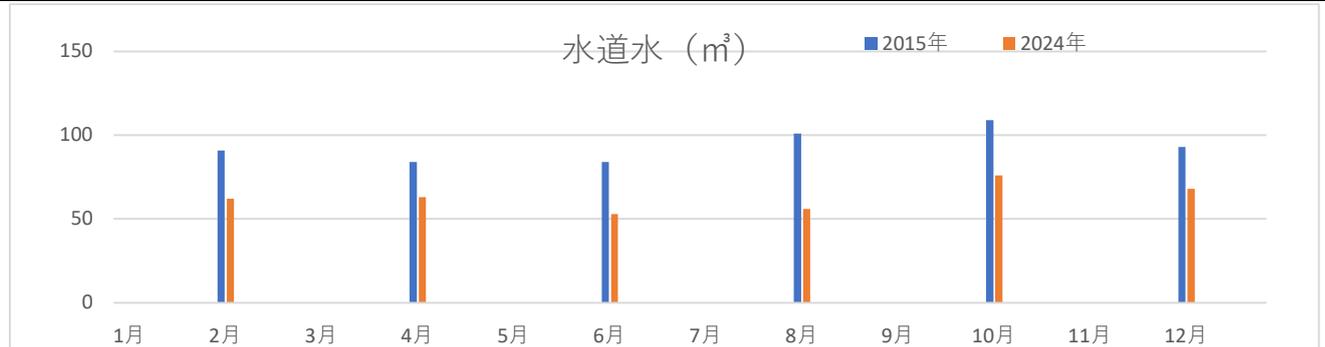
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2015年	63,033	60,829	68,145	55,915	68,097	73,932	91,927	83,632	63,167	63,167	54,498	58,809
2024年	37,661	33,898	36,550	40,497	25,422	27,216	65,789	53,222	56,840	59,454	51,826	48,460

自動車燃料による二酸化炭素削減	達成状況	取組結果とその評価	次年度の取組計画（取組内容）
数値目標	○	基準年度に比較して、かなり使用量を抑えることができた。ただ、以前と比較して、営業範囲が狭まっていることと売上の低迷から、運搬業務が減っていることもあり、一概に喜ばしいこととは言えない。	電気代同様にガソリン代も高止まりが想定されるため、今後とも、エコドライブを心がける必要がある。
・アイドリングストップ	○		
・効率的なルートでの営業活動	○		
・エリア別営業活動の見直し	△		



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2015年	480	583	556	569	521	524	560	531	546	684	580	612
2024年	156	233	257	296	201	212	234	155	229	234	193	264

水道水の状況把握	達成状況	取組結果とその評価	次年度の取組計画（取組内容）
数値目標	○	水道水は、社員数を考えるとかなり節水していると思われる。 削減率は少ないこともかなり節水していることを証明するものと思われる。	社員に節水の重要性や具体的な節水方法について教育し、意識を高めることで、水の無駄な使用を減らすように努めていく。
・水溶性切削油のロングサイクル化	○		
・圧検工程の見直し	○		



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2015年	0	91	0	84	0	84	0	101	0	109	0	93
2024年	0	62	0	63	0	53	0	56	0	76	0	68

環境に配慮した生産活動	達成状況	取組結果とその評価	次年度の取組計画（取組内容）
・不良率低減	△	売上が前年度に比較して、大幅に減少して推移した結果、稼働率は大幅に低下した。不良率は目標値と比べ若干増加したため。	稼働率を上げ、コロナ前水準の売上を確保するように努めていきたい。
・稼働率向上	△		
・顧客クレーム削減	○		
・廃棄率削減	○		

□外部からの環境上の苦情・要請等

1年間苦情・要望は無し

□代表者による全体の評価と見直し・指示

実施日：2025年3月3日

【前回の指示への取組結果】	
＜情報＞	＜見直し・指示＞
◇自社を取り巻く環境問題の変化 海洋生物の保護の為、プラスチックゴミの削減や温室効果ガスの削減が国際的に注目を集めている。	◇環境経営方針 来年度以降も引き続き、「高い環境品質とお客様に満足される」ものづくりを推進してほしい。
◇環境経営目標・計画の達成状況 電気代が前年対比で1.6倍に跳ね上がっている。	◇環境経営目標・環境経営計画 電気料金の高騰は経営には大きな負担であり、色々と施策（デマンド監視の徹底など）を考えて欲しい。
◇環境関連法規の順守確認の状況 この1年、環境関連法規は適正に順守できました。	◇特に問題はありませんでした。
◇その他 利害関係者等から苦情はなかった。	◇実施体制他 稼働率を上げ、まずはコロナ前の80%の売上を確保するよう、社員一丸となって務めて欲しい。



- | | | |
|-----------|--|--|
| 環境経営方針 | <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし | <input type="checkbox"/> 変更あり |
| 環境経営目標・計画 | <input type="checkbox"/> 変更なし | <input checked="" type="checkbox"/> 変更あり |
| 実施体制 | <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし | <input type="checkbox"/> 変更あり |

IX 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

1. 環境関連法規等の遵守状況

当社に適用される環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

2025/3/3

評価者 環境管理責任者 松井 道夫

法律・条例		条項	遵守事項または規制基準	当社の適用及び対応	遵守結果	
義務	法令	騒音規制法	第5条	規制基準値の遵守		○
			第6条	特定施設の届出	空気圧縮機:2台	○
			第8条	特定施設の敷等の変更の届出	変更無し	該当なし
		振動規制法	第5条	規制基準値の遵守		○
			第6条	特定施設の届出	変更無し	該当なし
			第8条	特定施設の変更等の届出	届出内容の変更無し	該当なし
		浄化槽法	第10条	浄化槽の保守点検及び清掃に実施	保守点検及び定期清掃の実施	○
			第10条の2	浄化槽の使用開始報告書の提出	使用開始から30日以内に県知事へ提出	○
			第11条	指定検査機関による水質に関する検査の実施	法定検査の実施(1回/年)	○
	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集・処理基準の遵守	○	
		第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	保管基準の遵守、保管場所の表示	○	
		第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○	
		第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結	○	
		第12条の3第1項	マニフェストの交付		○	
		第12条の3第2項	マニフェストの保管	A票、5年間保管	○	
		第12条の3第6項	マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○	
		第12条の3第7項	マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	○	
	消防法	第9条の4	少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱基準	・市町村条例で定める ・指定可燃物:紙屑、プラスチック類等	○	
		第11条	指定数量以上の危険物保管の届出	指定数量以上の危険物の保管の消防署への届出	○	
		第13条	危険物の取扱作業に関して保安の監督	危険物取扱者の設置	○	
	家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電廃棄時のサイクル料金の支払	該当なし	
	自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第8条	使用済自動車の引渡義務		○	
		第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)	該当なし	
	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)	第4条	エネルギー使用量の合計が1,500kl/年以上の事業者は届出	エネルギー使用量(原油換算地)の把握	該当なし	
	地球温暖化対策推進法	第25条	温室効果ガス算定排出量の報告	温室効果ガスの把握	○	
	フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	第16条	冷凍空調機器:全ての第一種特定機器が対象 ①自身での「簡易点検(3ヶ月に1回以上)実施 圧縮機電動機定格出力に応じた資格者による「定期点検」 ②空調機(50kW以上)1年に1回以上 ③空調機(7.5kW~50kW未満)3年に1回以上 ④冷凍冷蔵機器(7.5kW以上)1年に1回以上	①企業・法人の管理者が確認 ②、③、④ 有資格者による定期点検実施	○	
		第41条	第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務	該当なし	
	その他	ELV規制		ELV適合材料の使用及び適合製品の納入	納入先からの依頼に対して非含有証明書発行、調査結果の報告	○
静岡県条例及び浜松市条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	第52条	騒音基準の遵守義務		○	
		第53条	騒音特定施設の届出	空気圧縮機、切削機、直立ボール盤	○	
		第55条	騒音特定施設変更の届出		該当なし	
		第79条	振動基準の遵守義務		○	
		第80条	振動特定施設の届出		該当なし	
	第82条	振動特定施設の変更等の届出		該当なし		
	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第82条	産業廃棄物管理責任者の設置		○	
第10条	委託先の実地確認と記録の保存	現地確認記録の保管	○			
責務・努力	法令	リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	該当なし

2. 違反、訴訟等の有無

当社に対し関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。